

第 8 章 関係法令等の指定

<空 白>

(1) 激甚災害（平成23年3月12日閣議決定）

東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害は、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、内閣府は全国を対象として指定した。併せて、当該災害に対して「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧等の国庫補助のかさ上げ等で地方公共団体に対する特別の財政援助を実施する。

「適用すべき措置」の指定

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- ③ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用している。

※激甚災害制度とは・・・

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民の生活に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが必要であると認められる場合に、政令で指定し災害に対して適用すべき措置を指定するものである。

(2) 災害救助法（平成23年3月11日適用）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県の7県は継続的に救助が必要となるので災害救助法の適用を決定した。また、東京都は大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の配布を行う必要があるため、災害救助法の適用を決定した。

※災害救助法とは・・・

自然災害により住宅損壊などの被害が人口に対して一定の比率を超えると厚生労働省が発令し、都道府県が避難所の設置や備蓄物資などを提供する。また、災害救助法が発令されると税金や各種保険料の支払猶予などが発令され、被災者生活再建支援制度が適用されることもある。

(3)被災者生活再建支援法（平成23年3月11日適用）

住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯については、住宅の被害に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。

※被災者生活再建支援法とは・・・

自然災害により住宅の全壊被害が一定以上あった市町村や都道府県において、住宅が全壊半壊、やむを得ない理由で解体した世帯、危険な状態が継続し居住が困難な世帯に対して、その被害程度に応じて支援金を支給する。基礎支援金として最高100万円と住宅の再建方法に応じて加算支援金が最高200万円支給される。

(4)特定非常災害（平成23年3月13日公布）

多くの住民が避難生活をしてきたことから、行政上の権利権益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利権益の保全を図る。

※特定非常災害とは・・・

行政上の手続きなどを延長するための法律で大規模な非常災害に適用される。特定非常災害が適用されると運転免許証などの行政上の権利で、更新が必要な場合にその期限を一定期間延長されたり、その他の法的権利や期限の延長がなされる。